

繁忙期(4～5月)における 雇用保険電子申請の事務処理について

電子申請で届出いただいた雇用保険関係の各種届出については、**岩手労働局雇用保険電子申請事務センター**及び**ハローワーク**において、順次、処理を行っております。

例年、年度当初の4～5月は、離職された方や入職される方が非常に多く、届出が大変多くなる時期となっております。

つきましては、今後とも迅速な処理に努めてまいります。この時期は、離職された方に一日でも早く雇用保険の離職票をお渡しできるよう「**雇用保険被保険者資格喪失届及び離職票**」の処理を優先させていただいており、その他の手続きにつきましては、通常時より処理完了までお時間をいただいております。

ご理解とご協力をいただきますようお願いいたします。

○ 資格喪失届・離職証明書はお早めに手続きください。

提出期限は、喪失日の翌日から10日以内となります。

離職月の賃金が未確定の場合でも届出ができます。

○ 資格取得届は、雇用した日の翌月10日までに提出ください。

なお、**4月入社の方の資格取得届の提出は、4月下旬以降に提出いただくようご協力をお願いいたします。**

また、資格取得届は、前職の資格喪失がなされるまで処理ができませんので、あらかじめご了承ください。

